

平成 28 年 4 月 28 日  
日本年金機構

## 熊本地震により被害を受けられた 国民年金被保険者のみなさまへ（Q & A）

**Q 1 被災に伴う特例免除の申請には、どのような手続が必要ですか。**

**A 1 被災によって国民年金保険料の納付が困難であるときには、災害による特例免除を受けられる場合があります。**

特例免除を希望される方は、「免除申請書」に被災状況届などを添付して、住所地の市町村又はお近くの年金事務所にご提出ください。

また、手続方法・免除制度については、お近くの年金事務所にお尋ねください。

(特例免除の該当となる方は、被災に伴い、住宅、家財その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方です。)

(注) 勤務先が被害を受けたために退職を余儀なくされた方については、退職(失業)による特例免除を受けられる場合があります。

(注) 学生の方は、学生納付特例制度の申請してください。

**Q 2 一時避難中ですが、住所地以外の市町村や年金事務所において特例免除の申請をすることはできますか。**

**A 2 特例免除の申請書については、住所地以外の市町村では、届書等をお預かりすることはできませんが、年金事務所は住所地以外であっても、受付を行うこととしていますので、お近くの年金事務所に申請してください。**

**Q 3 特例免除の申請に必要な書類はありますか。**

**A 3 特例免除の申請に当たっては、「免除申請書」に被災状況届などの書類を添付していただく必要があります。**

被災状況届は、被災により財産等に2分の1以上の損害が生じたことを確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入していただきます。

なお、市町村において交付された罹災証明書により、損害の程度（半壊以上の損害であること）が確認できる場合は、被災状況届による損害の確認は不要となります。

（なお、保険金等の支払の有無等は確認が必要です。）

また、いずれの場合も、課税証明書等の添付は不要です。

**Q 4 特例免除はいつまでに申請する必要がありますか。**

**A 4 2年間は遡って申請することができますが、申請が遅延している間に障害を負ったり亡くなられた場合には、障害年金や遺族年金が受けられないおそれがありますので、速やかに申請してください。**

**Q 5 特例免除が認められた場合、いつからいつまでの保険料が免除となるのですか。**

**A 5 災害や失業等を理由とした免除（特例免除といいます）は、災害や失業等が発生した前月から翌々年の6月分までの期間が対象となります。**

ただし、1回の申請で承認されるのは、次の6月までとなり、1年分を超えて承認を受けることはできません。

具体的には、今回の免除申請により承認される期間は、平成28年3月分から平成28年6月分までの期間（保険料の納付済み期間を除く）となります。（今回災害が発生した平成28年4月14日以降に納期限があるもの）

平成28年7月から平成30年6月分までの特例免除を受けるには、平成28年7月以降に再度申請していただく必要があります。

（注） 特例免除については、継続申請の取扱いはできません。

（注） 学生納付特例制度のサイクルは、4月から翌3月までです。

**Q 6 未納となっている平成26年3月から28年2月までの期間の保険料についても、特例免除が認められますか。**

**A 6 被災前の期間（平成26年3月分から28年2月分まで）に係る免除申請については、特例免除ではなく、通常の免除申請として取り扱うこととなります。**

免除の承認に当たっては、前年の所得額に基づき審査を行います。

なお、特例免除の審査は、被災状況届などをもって行うため、通常の所得確認は不要としています。

**Q 7 既に多段階免除が認められている場合であっても、特例免除の申請をすることはできますか。**

**A 7 既に多段階免除が認められている場合であっても、被災により納付が困難となった場合は、特例免除の申請を行うことは可能です。**

この場合の特例免除の承認期間は、申請をした月の前月分からとなります。

**Q 8 自分自身は被災しなかったが、別居している配偶者等が被災した場合は、自分が代理で特例免除の申請をすることができますか。**

**A 8 ご照会のケースにおいても、特例免除の申請を行うことは可能です。**

災害による特例免除は、被保険者本人、世帯主、配偶者が属する世帯の世帯員のいずれかが所有する財産等について、おおむね2分の1以上の損害が生じた場合、申請により保険料が免除されるものです（学生納付特例の場合も同様です）。

**Q 9 被災状況届には損害を受けた全ての財産について記載する必要がありますか。**

**A 9 全ての財産について記載する必要はありません。住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畠、家畜、事業用の機械等のうち、その損害が最も大きい財産について記載してください。**

**Q10 被災により保険料の納付書を紛失したので、再交付をお願いしたい。**

**A10 納付書の再交付については、お近くの年金事務所にご連絡ください。後日郵送させていただきます。**

**Q11 追納保険料について、納付期限の延長などの特例措置は予定されていますか。**

**A11 追納保険料は、追納が承認された時点から10年以内の過去の免除期間について納付ができる制度ですので、この期限を経過すると納めることはできません。**

**Q12 過年度保険料について、納付期限の延長などの特例措置は予定されていますか。**

**A12 納付期限の延長などの特例措置はありません。時効で納めることができなかった国民年金保険料については、後納制度により納付することができます。詳細については、お近くの年金事務所にご相談ください。**